

第6節 自然環境や景観への配慮

1 河川における自然環境の保全【河川課】

(1) 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

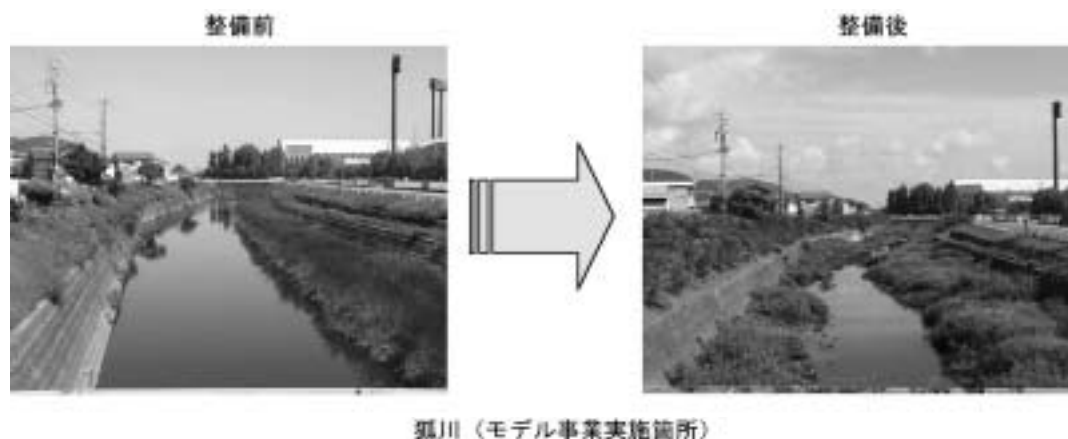
市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸に覆われ、また、水深も浅いことから、自然環境が損われ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の底喰川や狐川では、低水路^{*1}を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

(2) 生態系や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また、水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会にうるおいを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。河川改修事業等の実施に当たっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、自然石や間伐材などを活用した多自然型川づくりを進めています。また、市町村が行う公園整備等と連携しながら、水辺に近づける河岸の整備などを進めています。

表3-4-20 河川改修事業等による事例

施工河川	内容【事業期間】
一乗谷川 (福井市安波賀町～福井市西新町)	一乗谷朝倉氏遺跡周辺での自然環境を保全し、地域住民との生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホタル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています【S63～H24】
狐川 (福井市角折町～福井市花堂北)	本来の狐川の自然を復元し、また子ども達の水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。【H15～H24】
九頭竜川 (上志比村中島) (勝山市坂東島)	自然とふれあえる河川をめざし、河川敷に気軽に降りていけるような親水性のある護岸を整備していきます。【H10～H17】



2 海岸における自然環境の保全【砂防海岸課】

海岸保全施設は、本来、国土の保全を目的に整備されるものですが、近年、レジャー指向が強まり、海岸も重要な余暇空間として位置付けられるとともに、海岸には魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、海岸に配置される施設についても、環境に対する配慮が求められています。

海浜空間をよりよい環境として維持・保全していくため、鮎川海岸等では、景観に配慮して、人工リーフ^{*2}の整備を行っています。また、人工リーフは、海水交換を促進し、水質改善の効果が期待できるため、景観と環境に配慮した工法となっています。

^{*1}低水路：常時水が流れている部分をいいます。

^{*2}人工リーフ：海岸線から離れた沖側に、砂浜にほぼ平行に設置され、周辺の景観に配慮して本体を水面下にとどめた施設を人工リーフといいます。上部の幅をかなり広くとることにより波の勢いを弱め、越波を減少させる効果を発揮します。

今後とも、自然景観や生態系を考慮し、人工リーフや養浜工^{*1}など自然環境を保全しながら海岸づくりを行うとともに、自然と人間が共生する海浜空間の形成を進める保全計画を推進します。

表3-4-21 自然環境や景観に配慮した海岸保全事業

海岸名	鮎川 (福井市)	長須浜 (越前町)	甲楽城 (河野村)
事業主体	県	県	県
平成15年度 事業内容	人工リーフ 長さ50m	人工リーフ 長さ45m	養浜工 長さ128m
平成16年度 計画内容		人工リーフ 長さ55m	



甲楽城海岸

3 溪流の整備【砂防海岸課】

溪流は、その水が人々の日常生活に利用されているばかりでなく、多種多様な生物の生息の場でもあり、うるおいとやすらぎのあるせせらぎ空間を創出する源にもなっています。

そこで、このような溪流を軸としたうるおいのある豊かな生活空間を保全し、中山間地域の安全の確保や活性化に寄与するため、既存樹林帯の土砂防止機能を利用しながら砂防樹林帯を整備することにより、良好な自然環境を創出します。

また、洪水時は土砂流出を抑制し、通常時は適切な土砂を供給することにより生態系の保全を図

る「透過型堰堤」を採用し、地域の自然環境にやさしい事業を推進しています。平成15年度は、蒲生大川において施工しました。



蒲生大川の鋼製スリット堰堤

4 斜面の整備【砂防海岸課】

昭和40年代から急傾斜地崩壊対策事業を積極的に推進してきましたが、その多くは、危険斜面の崩壊を防止し、安全性を向上させることを主眼としたものでした。

しかし、近年、地域住民が快適で文化の香り高い生活を享受できるよう、うるおいのある緑豊かな空間を形成することが求められており、景観を構成する斜面の緑の保全・創出と利活用を、地域との共同・協調のもとで図っていくことが必要となってきています。このため、今後、危険斜面の整備に当たっては、安全の確保に加え、斜面環境・景観の保全・創造および斜面空間の利活用と地域づくりとの連携を図りながら、地域住民・学識経験者・行政機関等の助言により「わがまちの斜面整備構想」を策定し、「地すべり対策事業」、「急傾斜地崩壊対策事業」、「雪崩対策事業」等を進めていきます。

越前町、高浜町においては、「越前町わがまちの斜面整備構想（平成9年度策定）」、「高浜町わがまちの斜面整備構想（平成13年度策定）」の整備方針に基づき、「急傾斜地崩壊対策事業」を進めています。

平成15年度においては、越前町米ノ第4地区および高浜町南団地地区において、施工しました。



高浜町南団地地区

^{*1}養浜工：侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成することにより海岸線を安定させます。

5 採石場、土採取場跡地の緑化【地域産業・技術振興課、砂防海岸課】

砕石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠の資源です。しかし、その原料である岩石の採取に当たっては、大規模な森林開発を要する場合が多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、平成16年9月現在、22か所の露天掘の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採した後に表土を除去して地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取に当たっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導しています。

また、土の採取については、県土採取規制条例により、土の採取に伴う災害が発生するおそれのある区域を土採取規制区域（県内24区域）として指定しています。

規制区域内において土の採取を行うとする者は、知事の認可を受けなければなりません。採取に当たっては、土の採取に伴う災害防止および県民の生活環境の保全のために適切な措置が取られること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。また、樹木のうち景観上重要と思われる樹木については、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については植草、植樹や種子吹付けなどにより、緑化を図るよう指導しています。

さらに県では、採石、土採取が適正に行われるよう、巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

6 漁港施設における環境配慮【水産課】

漁港施設の整備に当たっては、漁港の機能向上に加え、漁港が地域住民にとって生活空間の一部であることやレクリエーションなどで漁港を訪れる人たちにとっても快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

平成16年度は、昨年度に引き続き、越前漁港において20mの階段護岸^{*1}および740m²の植栽工（芝生や植込みなど）等を整備しています。



越前漁港

^{*1} 階段護岸：護岸とは本来、波の浸食作用等から陸地を守る構造物で、経済的な直立型が一般的でしたが、近年その機能に親水性も加えて、砂浜等の陸地から海辺に近づけるように階段構造にした護岸を階段護岸といいます。

7 公共施設の緑化推進【営繕課・県立病院建設室】

「公共建築物計画の基本方針」（平成2年制定）において、公共施設の整備に際しては、敷地の周囲には植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物まで、7m以上を確保するよう定めています。

平成15年度に完成した「福井県立病院本棟」においては、利用者の安らぎとうるおいを考慮し、地上部分に植栽を設けるだけでなく、屋上庭園を設置して積極的に緑化を図りました。

今後とも施設の計画に当たっては、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設等の緑化推進を図っていきます。



県立病院

8 自然環境、景観に配慮した道路整備【道路建設課】

近年の経済低迷の長期化、更なる少子高齢化、国・地方を通じた厳しい財政状況、地方分権や環境問題など、道路行政を取り巻く経済社会情勢が大きく変わってきており、これらに的確に対応した道路行政を進めるため、平成16年1月に新たな道路に関する「道路の将来ビジョン」を策定しました。

この中で、環境問題に関する道路行政の課題として渋滞の解消や自動車交通量の抑制などを取り上げており、また、道路施策の基本目標として「公共交通機関との連携・支援」および「環境との

調和」を掲げています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、CO₂やNO_xなどの排出量を減らし、燃料消費の少ない低環境負荷型社会につながる公共交通機関の利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、交通結節点の改善や付近のアクセス道路の整備を進めます。

「環境との調和」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、沿道環境の保全に配慮した道路整備を進めます。

表3-4-22 「道路の将来ビジョン」概要

基 本 目 標	重 点 施 策
公共交通機関との連携・支援	○パークアンドライドの支援 ○バス路線における渋滞ポイントの解消 ○駅へのアクセス道路の整備
環境との調和	○バイパス道路の整備による渋滞の解消と走行速度の向上や交通需要マネジメント（TDM）*1などによる交通量の抑制 ○遮音壁や低騒音舗装などの道路騒音対策、街路樹植栽などによる道路緑化 ○循環型社会を目指し、建設副産物の発生の抑制、建設資源のリサイクルを推進 ○動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化、エコロード*2などの道路整備を推進

*1 交通需要マネジメント（TDM）：自動車利用者の交通行動の変更（パーク・アンド・ライド等）により公共交通の利用を促すなど、都市または地域レベルで交通需要を調整・抑制し道路交通における混雑を緩和する手法のことです。

*2 エコロード：エコロジーとロードを組み合わせた和製英語であり、豊かな自然環境を保全するため、生態系にきめ細かく配慮した道路のことです。例として中部縦貫自動車道路（永平寺大野道路）や国道162号（阿納尻～田島バイパス）があります。

9 景観づくり【都市計画課】

近年、景観に関する意識が高まってきており、県民が誇りと愛着を持つことができる個性的で美しい景観をつくるため、魅力ある公共施設の整備や歴史的・伝統的建造物の保存等を進めています。これらの各種の施策の調整を図り、全体に調和のとれた景観づくりを進めるため、平成2年度から、景観づくりの基本指針となる「福井県景観づくり基本計画」の策定や、福井県景観行政連絡会を結成し、景観づくりに関する情報交換、技術の向上を図るための研修会等を開催するなどの施策に取り組んでいます。

また、市町村においても、全市町村で「景観づくり基本計画」が策定され、福井市、勝山市、丸

岡町、大野市、鯖江市、三国町および名田庄村で景観に関する条例が制定され、福井市、小浜市および大野市で景観賞が創設されるなど、独自に積極的な景観づくりの取り組みを行っています。

さらに、景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っていきます。違反広告物については、市町村と連絡会を設け、情報交換や対応策の検討を行っています。

今後とも、市町村と連携しながら、県民・行政が一体となった、魅力ある景観づくりを積極的に推進していきます。

10 産業団地の環境施設整備に対する補助【企業立地・マーケット戦略課】

県では、企業立地の促進および地域社会と産業団地の調和を図り、地域振興に資することを目的として、産業団地整備事業を実施しています。

この事業では、産業団地を生産施設だけでなく、自らも快適な環境を創出する場とするために、公園・緑地等の環境施設の整備も補助対象としており、市町村または市町村土地開発公社が行う整備に対し、対象経費の3分の2以内、2億円を限度として、一定の要件のもとで補助を行っています。

平成16年度は、三方町の三十三産業団地で実施しています。



三十三産業団地（三方町）